

【計画修正の趣旨】

区では、杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、杉並区総合計画、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区協働推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設マネジメント計画（以下「総合計画等」という。）を策定し計画事業等を実施しているが、令和 5（2023）年度に改定を行った総合計画等においては、3 年ごとの改定に加え、必要に応じて毎年度修正を行うこととしたところである。

令和 7（2025）年度は、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設マネジメント計画の 4 計画について、令和 6（2024）年度の一部修正時には想定することができず、かつ令和 8（2026）年度に予定している総合計画等の改定前に対応する必要がある修正が生じたため、毎年度修正を実施することとする。

【計画修正の概要】

< 実行計画事業費の一部修正 >

【修正前】

（単位：百万円）

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
実行計画事業総額 (特別会計含む全体額)	24,893	30,269	26,015	81,177

【参考】実行計画事業(一般会計分)に係る財源の内訳

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	構成比(%)
実行計画事業	23,681	29,046	24,786	77,512	100.0
特定財源	11,588	15,147	11,550	38,285	49.4
国・都支出金	5,104	5,541	5,400	16,045	20.7
施設整備基金繰入金	2,060	2,678	2,078	6,816	8.8
特別区債	4,105	6,641	3,785	14,531	18.7
その他収入	319	287	287	893	1.2
一般財源	12,093	13,899	13,236	39,228	50.6

【修正後】

（単位：百万円）

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
実行計画事業総額 (特別会計含む全体額)	24,893	30,269	26,141	81,303

【参考】実行計画事業(一般会計分)に係る財源の内訳

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	構成比(%)
実行計画事業	23,681	29,046	24,912	77,639	100.0
特定財源	11,588	15,147	11,587	38,322	49.4
国・都支出金	5,104	5,541	5,367	16,012	20.6
施設整備基金繰入金	2,060	2,678	2,148	6,886	8.9
特別区債	4,105	6,641	3,785	14,531	18.7
その他収入	319	287	287	893	1.2
一般財源	12,093	13,899	13,325	39,317	50.6

<関係課の変更>

組織改正に伴う関係課の変更

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度を計画期間とする杉並区デジタル化推進計画(第2次)における取組のうち、以下の取組の関係課については、令和7(2025)年度に実施された組織機構改正に伴い、令和7(2025)年度以降、次の表の改正前の欄に掲げる名称から同表の改正後の欄に掲げる名称へ変更する。

【該当する計画及び取組名】

- 杉並区デジタル化推進計画(第2次)
 - ・方針1 デジタルデバйд対策の推進

【改正前及び改正後の関係課の名称】

改正前	改正後
障害者生活支援課	障害者施設支援課

<条例、施設名称決定等に伴う名称の変更>

令和6(2024)年度の総合計画等の一部修正を行った後に、正式に名称が決定した条例、施設等について、総合計画等における事業名、取組名、施設名等については、次の表の修正前の欄に掲げる名称から同表の修正後の欄に掲げる名称へ変更する。

修正前	修正後	修正理由
(仮称)下高井戸四丁目第二公園	下高井戸みんなの公園	令和7(2025)年3月に公園の名称が決定したため。
(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例	杉並区子どもの権利に関する条例	令和7(2025)年3月に条例が制定されたため。
(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例	杉並区いじめの防止等に関する条例	令和7(2025)年3月に条例が制定されたため。
(仮称)杉並区役所庁舎整備基金	杉並区役所庁舎整備基金	令和7(2025)年4月に当該基金を設置したため。
(仮称)南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場	南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場	令和7(2025)年6月に施設の名称が決定したため。